

# 学校いじめ防止基本方針

東京都立石神井特別支援学校

平成 29 年 4 月 1 日

## 1 目的

いじめはどの子供にもどの学校にも起こりうる、また被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめの防止と早期発見及び保護者等と連携をとった上での対処が必要になる。また、担任や学校だけでなく、関係諸機関との協力や連携をとりながら、いじめの防止に全力を挙げるとともに、いじめが発見された場合は被害者を守ることを最優先にして対処する。

現代社会において、いじめは様々な人間関係の中で起こりうることを意識し、同一学年の生徒という関係性だけでなく複数の学年が関係する場合や、学校外・携帯電話等が関係するケースも考えられることを想定して、未然の防止や初期段階での対応にあたる必要がある。

各種の事態に迅速に対応できるように、校内組織として「学校いじめ対策委員会」（以下、委員会）を設置する。

## 2 組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### a. 委員

- ・委員会は委員長及び委員をもって構成する。
- ・委員長は、校長をもって充てる。
- ・副委員長は、副校長をもって充てる。
- ・委員は、副校長・経営企画室長・小学部主任・中学部主任・教務主幹・生活指導担当主幹・生活指導部主任のほか、委員長が必要と認めるものによって構成する。
- ・外部委員は、学校運営連絡協議会委員（地域行政関係機関・福祉行政関係機関・就労関係機関）等より、委員長が必要と認めるものによって構成する。

#### b. 任期

- ・委員の任期は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

#### c. 委員会の開催

- ・委員長は、必要と認める事項がある時に委員会を招集し、主宰する。
- ・委員長が不在の時は、副委員長がその職を代行する。
- ・委員の3分の1以上の請求がある時は、委員長は委員会を招集する。

#### d. 所掌事項

- ・東京都いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ防止基本方針の策定及び学校HPによる公表。
- ・学校いじめの発生防止に係る調査・研究に関すること及びその啓発。
- ・学校でいじめが発見・発覚した際の情報の収集と対策の整理及び外部への発信。

- ・速やかな対応策の検討・実施（加害者側への組織的な観察と指導・被害者及びその保護者へのケア）
- ・外部機関との連携や情報共有及び取り組み状況の発信。

## （２）学校サポートチーム

### a. 構成員

- ・石神井警察署スクールサポーターその他、委員長が必要と認める者。

### b. 任期

- ・当該年度の４月１日から３月３１日まで

### c. 会合

- ・学校いじめ対策委員会への出席及び委員長が必要と認める時。

### d. 所掌事項

- ・学校いじめ対策委員会の所掌事項を支援する。

## ３ 児童・生徒指導における事前の対応と取り組み

### （１）担任・学年担任は児童・生徒のケースや過去の行動を把握し様々な懸念事項が起こることを想定した対応

#### a. 児童・生徒の行動上の特徴

- ・友人関係
- ・通学途中での行動
- ・休み時間や移動時の児童・生徒の掌握
- ・金銭や物品面での配慮事項

#### b. 児童・生徒指導上の留意事項

- ・学級担任が児童・生徒指導の方針を明確に持つ。
- ・学年主任は、各学級の児童・生徒指導の状況を把握し、必要な場合は指導の方向性の確認をする。
- ・学年の教員が同じ方向性で対応する。

### （２）自己有用感や自己肯定感を育む教育

- ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童・生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるような関係性を常に維持する。
- 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設定する。

### （３）日頃の児童・生徒の学校生活の様子や家庭での生活状況の把握

- 人権や個人情報には細心の注意を払いながら、児童・生徒の情報だけではなく、家庭についての情報も把握しておく。
- 授業場面以外の児童・生徒の様子を把握する意識を高める。

- (4) 学級担任・学年担任・学年主任間の情報の共有
  - a. 通常と違う様子や児童・生徒間の人間関係に変化があったことに気付いた教員は、学級担任・学年担任・学年主任へ速やかに伝え、学年や学部で情報の共有を図る。
- (5) 児童・生徒自らがいじめについて学ぶ
  - a. 各学級で、日常生活の指導等の時間を活用し、道徳教育や情操教育を行う。
- (6) いじめの早期発見
  - a. 児童・生徒が日頃から相談や訴えがしやすい雰囲気を作る。
  - b. 児童・生徒の健やかな成長を支援していくために家庭との連携に努める。
- (7) 校内研修の充実
  - a. 全ての教職員の共通理解を図るため、生活指導部を中心として1回/年程度、いじめを始めとする児童・生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (8) 学校評価及び児童・生徒アンケートの活用
  - a. 学校生活の様子を聞き取る中で、いじめにつながる可能性がある記述については丁寧に取り扱う。その記述について学級担任・学年担任・学年主任を中心に情報の収集に努め、事実関係を明らかにする。

#### 4 留意点

- (1) 児童・生徒の実態に応じた対応をする。
  - a. 児童・生徒に分かる内容で指導する。
  - b. 児童・生徒の性格や特性を考慮した内容で指導する。
- (2) 保護者と共通理解し、連携をとった対応をする。
  - a. 事実の報告や状況説明の段階から、誤解を受けない対応を取りながら対応する。
  - b. 個別対応（抜き出し指導）を実施する際も、事前に保護者に指導方針を伝える。
- (3) 組織的な対応を心がける。
  - a. 個別指導が必要になる際は、該当学級・該当学年及び授業での指導体制に配慮する。学年主任を中心に指導体制を組み、必要に応じて補教体制を組む。
  - b. 指導の方向性や進め方は別紙「いじめ発見後の対応及び指導の流れ」に沿って行う。その具体的な指導内容や担当については、管理職・生活指導部主任・学年主任・担任で確認して決定する。
  - c. 随時、校内事故報告書に記入して情報をまとめるとともに、管理職・生活指導担当主幹・生活指導部主任への報告を行う。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
  - a. 現場を見ていた児童・生徒に対しても自分の問題として捉えさせる。止める

ことができなくても誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

b. 実際には手を出していなかったり、悪質な内容のメール等を送信していなくても、はやしたてる等同調した児童・生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(5) いじめの解決の理解

a. 加害児童・生徒による、被害児童・生徒への謝罪のみで終わるものではなく、被害児童・生徒と加害児童・生徒を始めとする、他児童・生徒との関係の修復を経て、当事者及び周囲の者が好ましい集団生活を取り戻したことをもって判断する。

(6) インターネット上のいじめへの対応

a. インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除する措置をとる。

b. 名誉棄損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対し、情報の削除を求める等必要な措置を講じる。

(7) 児童・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合の対応

a. 緊急対応が終了し次第、速やかに管理職へ報告する。

b. 管理職の判断の下、所轄警察署へ通報し、適切な援助を求める。

c. 学校いじめ対策委員に連絡を取り、適切な援助を求める。